



山形県公報

令和8年4月1日(水)

号外(19)

目次

規 則

- 山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……………(人 事 課) …… 1
- 山形県行政組織規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……14
- 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則……………(同) ……同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……15
- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令……………(同) ……35
- 山形県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(同) ……38
- 山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………(同) ……39
- 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令……………(同) ……同

告 示

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程……………(同) ……41

規 則

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第28号

山形県労働委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県労働委員会事務局組織規則(昭和27年10月県規則第65号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「専門員」を「専門員、シニア専門員」に改める。

第5条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 シニア専門員は、知識経験に基づき、担当事務について課長を補佐し、及び特定事項を処理する。

第8条第2項中「専門員が」を「は専門員が、シニア専門員担当事務についてはシニア専門員が」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第29号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「みらい企画創造部各課室」を「みらい企画創造部各課」に、「健康福祉部各課」を「健康福祉部各課室」に、「第3節の2 防災くらし安心部所管の出先機関」を

「第3節の2 みらい企画創造部所管の出先機関

第1款 山形空港事務所

に、「第5款 水産研究所」を
第2款 庄内空港事務所 第6款 内水面水産研究所」

第3節の3 防災くらし安心部所管の出先機関」

「第5款 水産技術振興センター」に、「第1款 山形空港事務所」を「第1款及び第2款 削除」に改める。
第6款 削除」に、「第2款 庄内空港事務所」

第9条第1項の表総務部の項中「、広報戦略担当」を削り、「働き方改革推進担当」を「調整担当」に改め、同

表みらい企画創造部の項中

企画調整課	庶務係、調整担当、重要プロジェクト推進担当、 企画担当	を
いきいき山形未 来企画室	企画調整担当	

「

企画調整課	庶務係、調整担当
-------	----------

に改め、「、関係人口創出拡大担当」を

削り、「

総合交通政策課	航空担当、生活交通・物流対策担当、沿線活性化 担当
---------	------------------------------

を

「

交通プロジェクト推進課	米沢トンネル（仮称）整備推進担当、航空政策担 当、空港整備担当	に改め、同表防災くらし安心部の項中
地域交通政策課	地域交通・物流対策担当	

「消費者行政推進担当」を「消費者行政推進係」に改め、同表環境エネルギー部の項中「野生生物対策係、自然公園保全利用担当、環境影響評価・温泉保全担当」を「自然環境保全担当」に改め、同表しあわせ子育て応援部の項を次のように改める。

しあわせ子育て 応援部	子ども子育て政 策課	庶務係、企画調整担当、保育係
	子ども家庭・母 子保健課	児童養護係、家庭福祉係、母子保健係
	多様性・女性若 者活躍課	男女共同参画担当、多様性・青少年若者支援担当

第9条第1項の表健康福祉部の項中「薬務担当、感染症対策担当」を「医療保険係、薬務係、感染症対策係」に改め、「、西村山医療体制企画担当」を削り、

「

地域福祉推進課	地域福祉担当、援護恩給担当、保護指導係	を
がん対策・健康 長寿日本一推進 課	健康長寿日本一推進担当、健康づくり担当、疾病 予防担当、がん対策担当、医療保険係	

西村山新病院整備推進室	管理運営担当、整備担当
地域福祉推進課	地域福祉担当、援護恩給係、保護指導係
がん対策・健康長寿日本一推進課	疾病予防担当、難病対策担当、がん対策担当

に、「障がい医療・難病対策担当」を

「障がい医療担当」に改め、同表産業労働部の項中「企画振興担当、ものづくりイノベーション係、」を削り、「経営支援係」を「経営・創業支援係」に改め、同表観光文化スポーツ部の項中

観光交流拡大課	庶務係、企画調整担当、観光振興・広域連携係、観光プロモーション担当
イン・アウトバウンド推進課	イン・アウトバウンド第一係、イン・アウトバウンド第二係

を

国際観光・高付加価値創出課	庶務係、企画調整担当、観光振興係、観光地域づくり係
観光プロモーション課	国内プロモーション係、海外プロモーション係

に、「地域スポーツ振興担当」を「東北

総合スポーツ大会・マスターズ担当」に改め、同表農林水産部の項中

販路開拓・食ビジネス推進担当、農産物流通販売推進担当、輸出推進係、米粉・食品産業支援担当
--

を

農産物流通販売推進担当、輸出推進係、販路開拓・食ビジネス推進担当

に改

め、「スマート農業・技術普及推進担当、温暖化・エネルギー技術担当」を削り、「水産業成長産業化担当」を「水産業成長産業化係」に、「農村整備担当」を「農村整備係」に、「林産振興担当」を「林産振興係」に改め、同

表県土整備部の項中

管理課

 を

県土整備企画課

 に、「技術管理担当」を「技術管理係」に、

県土利用政策課	用地係、土地対策担当、景観・地域づくり担当
都市計画課	行政担当、都市計画担当、街路・区画整理担当、都市公園担当

を

都市計画課	都市・景観まちづくり担当、都市計画担当、街路・区画整理担当、都市公園担当
-------	--------------------------------------

に、「橋梁・舗装担当」を「橋梁・舗装

係」に、「河川管理担当」を「河川管理係」に、

空港港湾課	空港担当、港湾担当
-------	-----------

を

港湾課	港湾整備振興担当
-----	----------

に改め、同条第2項の表中

高等教育政策・学事文書課	東北公益文科大学 公立化準備室	
総合交通政策課	米沢トンネル（仮称）事業化・整備等推進室	

を

企画調整課	重要プロジェクト 企画室	
-------	-----------------	--

に、

環境企画課	カーボンニュートラル・GX戦略室	
-------	------------------	--

を

環境企画課	カーボンニュートラル・GX戦略室	カーボンニュートラル・GX戦略係
みどり自然課	鳥獣被害対策室	鳥獣被害対策係

に、

産業創造振興課	スタートアップ推進室	
	産業立地室	
産業技術イノベーション課	次世代産業振興室	
雇用・産業人材育成課	働く女性サポート室	
イン・アウトバウンド推進課	広域周遊推進室	

を

産業創造振興課	産業立地室	
産業技術イノベーション課	次世代産業振興室	
	スタートアップ・新事業推進室	スタートアップ・新事業推進係
雇用・産業人材育成課	働く女性サポート室	

に、「アスリート育成担当」

を「アスリート育成担当、地域スポーツ振興担当」に、

園芸大国推進課	やまがたフルーツ150周年推進室	
管理課	県土強靱化推進室	

を

農業技術環境課	農業DX・技術普及推進室	農業DX・技術普及推進担当、温暖化・エネルギー技術担当
県土整備企画課	県土強靱化推進室	
	用地対策室	用地対策係

に、

建築技術担当、設備技術担当

を

建築技術係、設備技術係

に改める。

第13条第1項第7号ニ中「公益法人」を「公益法人及び公益信託」に改め、同号レ中「こども安心保育支援課」を「こども子育て政策課」に改め、同号ラを次のように改める。

ラ 公立大学法人東北公益文科大学に関する事

第13条第2項を削る。

「第2目 みらい企画創造部各課室の分掌事務」を「第2目 みらい企画創造部各課の分掌事務」に改める。

第14条の見出し中「各課室」を「各課」に改め、同条第1項中「各課室」を「各課」に改め、同項第1号へ中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 人口減少対策その他の特定課題に関する施策の総合企画及び調整に関する事

第14条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号を次のように改める。

(6) 交通プロジェクト推進課

- イ 交通体系の総合調整に関する事
- ロ 鉄道輸送対策に関する事（地域交通政策課で所掌するものを除く。）
- ハ 空港利用の促進に関する事
- ニ 空港の整備及び維持管理に関する事
- ホ 空港の周辺環境対策に関する事
- ヘ 山形空港事務所及び庄内空港事務所に関する事
- ト 庄内空港緩衝緑地及び米沢ヘリポートの管理に関する事

第14条第1項中第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 地域交通政策課

- イ 地域交通の総合対策に関する事
- ロ 鉄道輸送対策に関する事
- ハ 運輸事業振興助成事業に関する事
- ニ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する事

第14条第2項を次のように改める。

2 企画調整課の分掌事務のうち前項第1号ロ及びニに掲げる事務は、重要プロジェクト企画室で所掌する。

第15条第2項中「は、」を「は」に、「で所掌する」を「で、みどり自然課の分掌事務のうち同項第5号ハに掲げる事務は鳥獣被害対策室で所掌する」に改める。

第15条の2第1号中「しあわせ子育て政策課」を「こども子育て政策課」に改め、同号中ニをリとし、ハをチとし、ロをトとし、イの次に次のように加える。

- ロ 児童の健全育成に関する事
- ハ 保育対策に関する事
- ニ 認定こども園に関する事（幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の報告の徴収及び立入検査を除く。）
- ホ 私立幼稚園に関する事
- ヘ 保育士に関する事

第15条の2第2号を削り、同条第3号中「こども家庭福祉課」を「こども家庭・母子保健課」に改め、同号リを同号ルとし、同号チ中「母子家庭等」を「乳幼児、母子家庭等」に改め、同号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

- チ 母子保健に関する事
- リ 母体保護に関する事

第15条の2中第3号を第2号とし、同条第4号に次のように加える。

ヘ 結婚支援に関する事

第15条の2第4号を同条第3号とする。

「第6目 健康福祉部各課の分掌事務」を「第6目 健康福祉部各課室の分掌事務」に改める。

第16条の見出し中「各課」を「各課室」に改め、同条第1項中「各課」を「各課室」に改め、同項第1号タ中

「部内他課」を「部内他課室」に改め、同号タを同号ソとし、同号中ヨをレとし、ハからカまでをホからタまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 国民健康保険に関すること

ニ 後期高齢者医療制度に関すること

第16条第1項第6号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、同項第4号イ中「生活習慣病」を「生活習慣病、指定難病その他特殊の疾病」に改め、同号中チ及びリを削り、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 西村山新病院整備推進室

イ 西村山新病院の整備に関すること

第16条第2項中「ヌ」を「リ」に改める。

第17条第1項第1号中ヌ及びルを削り、リをヌとし、ホからチまでをへからリまでとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 高度人材の確保及び定着に関すること

第17条第1項第1号中ヲをルとし、ワからソまでをヲからレまでとし、同項第2号中ハ及びニを削り、ホをハとし、へからリまでをニからトまでとし、同号トの次に次のように加える。

チ 製造業の脱炭素に関連する分野の振興に関すること

リ 産業におけるイノベーションの創出に関すること

第17条第1項第2号ヌを削り、同項第3号中ヨをレとし、ヌからカまでをヲからタまでとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 創業の促進に関すること

ル 産業創造支援センターの管理に関すること

第17条第2項中「ヌ及びルに掲げる事務はスタートアップ推進室で、同号ヲからカまで」を「ルからワまで」に、「同項第2号ヌ」を「同項第2号チ」に、「次世代産業振興室で」を「次世代産業振興室で、同号リに掲げる事務はスタートアップ・新事業推進室で」に改める。

第17条の2第1項第1号中「観光交流拡大課」を「国際観光・高付加価値創出課」に改め、同号ロ中「観光基本計画」を「観光基本計画及び統計」に改め、同号へを次のように改める。

へ 通訳案内業に関すること

第17条の2第1項第1号リを次のように改める。

リ 観光地域づくり法人等に関すること

第17条の2第1項第1号中ヌからワまでを削り、ワをヌとし、カをルとし、ヨをヲとし、同項第2号中「イン・アウトバウンド推進課」を「観光プロモーション課」に改め、同号イ中「国際観光」を「観光プロモーション」に改め、同号中ハ及びホを削り、ニをホとし、ロをニとし、イの次に次のように加える。

ロ 戦略的な誘客施策の展開に関すること

ハ コンベンションの誘致に関すること

第17条の2第2項中「イン・アウトバウンド推進課の分掌事務のうち前項第2号ホに掲げる事務は広域周遊推進室で、」を削り、「同項第4号へ」を「同項第4号ロ及びへ」に改める。

第18条第1項第5号イ中「農業普及事業」を「農業技術及び試験研究」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 農業普及事業に関すること

第18条第1項第6号ホを削り、同項第8号ヌを次のように改める。

ヌ 水産技術振興センターに関すること

第18条第2項中「園芸大国推進課」を「農業技術環境課」に、「同項第6号ホ」を「同項第5号ハからへまで」に、「やまがたフルーツ150周年推進室」を「農業DX・技術普及推進室」に改める。

第19条第1項第1号中「管理課」を「県土整備企画課」に改め、同号中ニをヲとし、ハをルとし、ロの次に次のように加える。

ハ 土木事業の施行に伴う土地等の取得、借入及び補償の指導に関すること

ニ 土木事業の施行に伴う土地等の登記の指導に関すること

ホ 土地等の収用及び使用に関すること

へ 国土交通省所管国有財産の管理及び処分に関すること

ト 都市計画区域内の土地の先買いに関すること

- チ 山形県土地開発公社に関する事
- リ 公有水面（湖沼に限る。）の埋立てに関する事
- ヌ 収用委員会に関する事

第19条第1項第3号を削り、同項第4号へ中「空港港湾課」を「交通プロジェクト推進課」に改め、同号に次のように加える。

- チ 土地利用に関する企画及び総合調整に関する事
- リ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関する事
- ヌ 土地取引の規制に関する事
- ル 遊休土地に関する事
- ヲ 地価の調査に関する事
- ワ 土地譲渡益重課制度に係る特定住宅用地の設定及び譲渡予定価格の審査に関する事
- カ 不動産鑑定業に関する事
- ヨ 景観の形成に関する事
- タ 屋外広告物に関する事

第19条第1項中第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「空港港湾課」を「港湾課」に改め、同号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニをロとし、同号ホ中「山形空港事務所、庄内空港事務所及び」を削り、同号中ホをハとし、ヘを削り、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、同条第2項中「管理課」を「県土整備企画課」に、「県土強靱化推進室」を「県土強靱化推進室で、同号ハからヌまでに掲げる事務は用地対策室」に改める。

第31条第1項の表最上総合支庁の項中「企画調整・地域医療担当」を「企画調整・医薬事担当」に改め、同表置賜総合支庁の項中「感染症対策担当」を「感染症対策係」に改め、「、県南豪雨災害復旧対策担当」を削り、同表庄内総合支庁の項中「感染症対策担当」を「感染症対策係」に、

水産振興課	総務係、振興普及担当、漁港整備担当、漁業調整担当	酒田市	を
森林整備課	林政企画担当、普及担当、治山林道担当		

森林整備課	林政企画担当、普及担当、治山林道担当		に、「橋梁担当、道路
-------	--------------------	--	------------

整備担当」を「道路・橋梁整備担当」に改め、同条第3項の表村山総合支庁の項中

感染症対策室		を	感染症対策室	感染症対策係	に改める。
--------	--	---	--------	--------	-------

第35条第4号イ中「第7号タ」を「第6号タ」に改め、同条第5号ホ中「第7号タ」を「次号タ」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3章中第3節の2を第3節の3とし、第3節の次に次の1節を加える。

第3節の2 みらい企画創造部所管の出先機関

第1款 山形空港事務所

(設置)

第41条の2 山形空港の管理及び整備に関する事務を処理するため、山形県山形空港事務所を東根市に置く。

(所務)

第41条の3 山形空港事務所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 空港の維持管理に関する事
- (2) 空港の周辺環境対策事業に関する事
- (3) 土地等の取得、補償及び登記に関する事

(内部組織)

第41条の4 山形空港事務所に庶務係及び施設担当を置く。

第2款 庄内空港事務所

(設置)

第41条の5 庄内空港の管理及び整備に関する事務を処理するため、山形県庄内空港事務所を酒田市に置く。
 （所務）

第41条の6 庄内空港事務所は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 空港の維持管理に関すること
 - (2) 空港の周辺環境対策事業に関すること
 - (3) 庄内空港緩衝緑地の維持管理に関すること
 - (4) 土地等の取得、補償及び登記に関すること
- （内部組織）

第41条の7 庄内空港事務所に庶務係及び施設係を置く。

第59条の3の表中

地域指導課	
-------	--

を

地域支援課	
里親・施設支援課	

に改める。

第128条第2項を次のように改める。

2 次の表の左欄に掲げる試験場に同表の中欄に掲げる課及び部を置き、当該課及び部に同表の右欄に掲げる係を置く。

試験場	課・部名	係名
山形県工業技術センター置賜試験場	総務課	庶務係
	技術支援部	
	イノベーション連携部	
山形県工業技術センター庄内試験場	総務課	庶務係
	特産技術部	
	機電技術部	

「第5款 水産研究所」を「第5款 水産技術振興センター」に改める。

第156条中「及び調査」を「、指導及び調査」に、「山形県水産研究所」を「山形県水産技術振興センター」に改める。

第157条中「水産研究所」を「水産技術振興センター」に改め、同条第2号中「水産資源及び海洋」を「海面及び内水面の水産資源及び環境」に改め、同条第5号中「水産増殖」を「水産資源の増養殖」に改め、同条に次の18号を加える。

- (7) 水族の病理に関する研究指導に関すること
- (8) 水産業の振興に関すること
- (9) 漁港及び海岸（漁港の区域内のものに限る。）の整備及び維持管理に関すること
- (10) 漁港工事の施工に伴う土地等の取得、補償及び登記に関すること
- (11) 市町管理漁港に係る事業の指導に関すること
- (12) 漁業権に関すること（水産振興課で所掌するものを除く。）
- (13) 漁業の調整及び取締りに関すること
- (14) 水産技術の普及指導及び水産経営の改善指導に関すること
- (15) 水産資源の維持培養に関すること
- (16) 漁船に関すること
- (17) 小型漁船の総トン数の測度に関すること
- (18) 遊漁船業に関すること

- (19) 漁村の活性化対策に関すること
- (20) 水産業金融に関すること
- (21) 水産業協同組合に関すること
- (22) 漁業無線に関すること
- (23) 公有水面（漁港の区域内のものに限る。）の埋立てに関すること
- (24) 海区漁業調整委員会の庶務に関すること

第158条を次のように改める。

（内部組織）

第158条 水産技術振興センターに次の表の左欄に掲げる課及び部を置き、当該課及び部に同表の右欄に掲げる係及び担当を置く。

課・部名	係・担当名
総務課	庶務係
水産研究部	スマート漁業・資源利用担当、栽培資源担当
内水面水産研究部	
水産振興部	振興普及担当、漁業調整担当、漁港整備担当

2 第156条の規定にかかわらず、前項の部のうち内水面水産研究部を米沢市に、水産振興部を酒田市にそれぞれ置く。

第3章第7節第6款を次のように改める。

第6款 削除

第159条から第173条まで 削除

第3章第8節第1款及び第2款を次のように改める。

第1款及び第2款 削除

第180条から第182条の4まで 削除

第199条の表山形県公益認定等審議会の項中「に関する事項」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）に基づく公益信託の認可等に関する事項」に、「及び公益法人」を「及び公益法人又は公益信託」に

改め、同表子ども・子育て笑顔の山形県推進協議会の項中

しあわせ子育て政策課

を

子ども子育て政策課

に改め、同表山形

県小児慢性特定疾病審査会の項中

子ども安心保育支援課

を

子ども家庭・母子保健課

に改め、同表山形県社会福祉審議会の項中

「子ども家庭福祉課」を「子ども家庭・母子保健課」に改め、同表中

山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること	を
----------	---	---

山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事
山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事
山形県薬事審議会	薬事衛生の啓発指導、医薬品等の取扱いの適正化、医薬品等の生産振興、医薬品等の円滑な流通その他薬事に関する重要事項について知事の諮問に応じ、調査審議すること

に、

山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること
------------	----------------------------------

を

山形県献血推進協議会	知事の諮問に応じ、献血推進対策に関する重要事項を調査審議すること
山形県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関する事

に、

山形県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（同法第9条第2項及び第4項の規定による求めに対する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する不服の審査に関する事
山形県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（同法第54条第3項及び第5項の規定による求めに対する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事

を

山形県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険運営方針の作成その他の国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関すること	
----------------	--	--

山形県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関する審査に関すること	に、
------------	---	----

山形県指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第2項の規定による特定医療費の支給認定をしないことに関する審査に関すること	を
山形県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による精神科病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること	精神保健福祉センター

山形県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による精神科病院等の入院者の入院の要否及び処遇の適否の審査に関すること	精神保健福祉センター
------------	---	------------

に改め、同表山形県観光審議会の

項中 「観光交流拡大課」 を 「国際観光・高付加価値創出課」 に改め、同表中

山形県土地収用あつせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定による土地等の取得に関する紛争についてのあつせんに関すること	県土地利用政策課
山形県土地収用仲裁委員	土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に関する紛争についての仲裁に関すること	
山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること	
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関すること	

を

山形県景観形成審議会	山形県屋外公告物条例（昭和49年10月県条例第59号）及び山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること
------------	--

山形県土地収用あつせん委員	土地収用法（昭和26年法律第219号）第15条の2の規定による土地等の取得に関する紛争についてのあつせんに関すること	県土整備企画課
山形県土地収用仲裁委員	土地収用法第15条の7の規定による土地等の取得に関する紛争についての仲裁に関すること	
山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること	

に、

山形県開発審査会	都市計画法第50条第1項の規定による審査請求について審査し裁決すること及びその他同法の規定による権限事項に関すること
----------	--

を

山形県開発審査会	都市計画法第50条第1項の規定による審査請求について審査し裁決すること及びその他同法の規定による権限事項に関すること
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関すること
山形県景観形成審議会	山形県屋外公告物条例（昭和49年10月県条例第59号）及び山形県景観条例（平成19年12月県条例第69号）の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること

に改め、同表山形県地方港湾審議

会の項中 「空港港湾課」 を 「港湾課」 に改める。

第200条第1項の表中 「重要プロジェクト等推進監
いきいき山形未来企画監」 を 「重要プロジェクト・地域未来戦略監」 に、

参事	農林水産部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

を

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	--------------------------------

に、「いきいき山形未

来企画室」を「西村山新病院整備推進室」に改める。

第201条第1項の表副所長の項中「職員育成センター」を「職員育成センター、山形空港事務所、庄内空港事務所」に、「水産研究所、内水面水産研究所」を「水産技術振興センター」に改め、「山形空港事務所、庄内空港事務所」を削り、同表中

課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	---	--------------------------------

を

副部長	水産技術振興センターの部	部長を補佐し、部の事務を整理する。
課長	課	上司の命を受けて課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改め、同表課長補佐

の項中「総合支庁」を「産業技術短期大学校、総合支庁」に改め、同条第2項の表主任専門児童心理司の項、主任児童心理司の項及び児童心理司の項中「心理診断指導業務」を「心理診断指導業務等」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（山形県漁船法施行細則の一部改正）
- 山形県漁船法施行細則（昭和25年11月県規則第118号）の一部を次のように改正する。
第7条中「総合支庁」を「総合支庁（庄内地域にあつては、水産技術振興センター）」に改める。
（山形県海岸法施行細則の一部改正）
- 山形県海岸法施行細則（昭和42年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。
第5条中「他の区域」を「漁港区域又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域若しくは公共海岸に係るものにあつては水産技術振興センター所長を、他の区域」に改める。
（山形県漁港管理条例施行規則の一部改正）
- 山形県漁港管理条例施行規則（昭和44年7月県規則第34号）の一部を次のように改正する。
第4条中「庄内総合支庁産業経済部水産振興課長」を「水産技術振興センター水産振興部長」に改める。
（山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正）
- 山形県屋外広告物条例施行規則（昭和49年12月県規則第74号）の一部を次のように改正する。
第20条中「県土整備部県土利用政策課」を「県土整備部都市計画課」に改める。
（山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則の一部改正）
- 山形県農林漁業天災対策資金利子補給補助金交付規則（昭和53年10月県規則第51号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中「所轄総合支庁長」を「所轄総合支庁長（庄内地域の水産業に関するものにあつては、水産技術振興センター所長）」に改める。
（山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。
第6条第3項及び第15条中「庄内総合支庁長」を「水産技術振興センター所長」に改める。
（山形県漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する規則の一部改正）
- 山形県漁港及び漁場の整備等に関する法律の施行に関する規則（昭和59年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第18条中「庄内総合支庁長」を「水産技術振興センター所長」に改める。

（山形県水産研究所の設備の一部使用に関する規則の一部改正）

9 山形県水産研究所の設備の一部使用に関する規則（平成30年11月県規則第72号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山形県水産技術振興センターの設備の一部使用に関する規則

第1条中「水産研究所長」を「水産技術振興センター所長」に、「水産研究所」を「水産技術振興センター」に改める。

第3条第2項中「水産研究所」を「水産技術振興センター」に改める。

（山形県流域下水道事業財務規則の一部改正）

10 山形県流域下水道事業財務規則（令和2年3月県規則第30号）の一部を次のように改める。

第3条第1項中「県土整備部管理課」を「県土整備部県土整備企画課」に改める。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第30号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（昭和41年3月県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号を次のように改める。

（12）水産技術振興センターにおいて処理する庶務に関する事務別表第12項を次のように改める。

12 第2条第12号の事務

施設の区分	駐在場所
水産技術振興センター内水面水産研究部	米沢市泉町一丁目4番12号
水産技術振興センター水産振興部	酒田市山居町二丁目14番23号

附則

この規則は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第31号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ロ中「、水産振興課長」を削り、「及び港湾事務所長」を「、水産技術振興センター水産振興部長及び港湾事務所長」に改める。

別表中 「水産研究所長」 を 「水産技術振興センター所長」 に改め、同表水産研究所長の項第1項中「山

形県水産研究所の設備の一部使用に関する規則」を「山形県水産技術振興センターの設備の一部使用に関する規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県規則第32号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

(地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則（平成15年4月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び専門員」を「、専門員及びシニア専門員」に改め、同条第4号中「薬局長」を「薬局長（こころの医療センターに置かれるものを除く。）」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（平成15年4月県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「及び専門員」を「、専門員及びシニア専門員」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第4号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「いきいき山形未来企画室長」を「西村山新病院整備推進室長」に改める。

第7条第1項及び第12条第2項中「いきいき山形未来企画室」を「西村山新病院整備推進室」に改める。

第13条第3項中「並びに」を「、水産技術振興センターの所長及び部長限りで専決することができる事務並びに」に、「及び東北農林専門職大学を」を「、東北農林専門職大学及び水産技術振興センターを」に改める。

別表第1中 「法人」 を 「法人及び公益信託」 に改め、同表法人の項第3項中「認定」を「認定並びに公益信託の認可

及び移行の認可」に改め、同表法人の項第4項中「並びに」を「、」に、「取消しに」を「並びに公益信託の認可の取消しに」に改め、同表法人の項に次の2項を加える。

7 公益信託に係る関係機関への意見の聴取に関すること。			○				
8 公益信託の併合等及び清算その他の指導監督に関すること。		○					

別表第1財務の項第1項備考の欄中「除き、設計変更の結果当該額を超えることとなる場合を含む」を「除く」

に改め、同表財務の項第13項中
 「設計変更の結果当該額を超えることになる場合を含む。」
 を
 []
 に改め、同表財務の項第15項第6号中「費用弁償」

を「費用弁償又は県職員等の旅費に関する条例第2条第8号の旅行役務提供者に対して支出する旅費若しくは費用

弁償」に改め、同表財務の項第15項第12号イ中
 「設計変更の結果当該額を超えることになる場合を含む。」
 を
 []
 に改め、同表の備考第4項の表中

「水産振興課」を削り、同備考第5項の表中「みらい企画創造部いきいき山形未来企画室、多文化共生・国際交流推進課、総合交通政策課」を「みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課、交通プロジェクト推進課、地域

交通政策課」に、
 「しあわせ子育て政策課長」を「こども子育て政策課長」に、「地域福祉推進課」を「西村山新病院

整備推進室、地域福祉推進課」に、
 「観光交流拡大課長」を「国際観光・高付加価値創出課長」に、

「管理課長」を「県土整備企画課長」に改め、同備考第6項の表及び第8項の表中「水産振興課」を削り、同備考に次の1項を加える。

9 財務の項第1項、第13項及び第15項第12号イの規定にかかわらず、総合支庁においてこれらの規定に掲げる事務の設計変更を行う場合（設計変更により当初の設計金額又は予定金額を超えることとなる場合に限る。）の契約書の作成に関する場合は、当初の設計金額又は予定金額に応じてこれらの規定を適用する。

別表第2総務部の項人事課の項県職員等の旅費に関する条例に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「第30条ただし書」を「第19条ただし書」に改め、同欄中第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 第13条ただし書の規定による宿泊に係る特別な事情に係る協議に関する事。

別表第2総務部の項人事課の項県職員等の旅費に関する条例に関する事。の項部長専決事項の欄に次の1項を加える。

3 第24条の規定による旅費の調整に関する事。

別表第2総務部の項人事課の項職員等の旅費に関する条例の施行手続に関する事。の項部長専決事項の欄第1項中「第5条」を「第5条第1項ただし書」に改め、同欄第2項中「第7条第3項」を「第6条第3項ただし書」に改め、同課の項県職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づく旅費の調整の基準に関する事。の項及び山

形県職員日額旅費支給規程に関すること。の項を削り、同表しあわせ子育て応援部の項中

「
こども
安心保
育支援
課
こども
家庭福
祉課
」

を

「
こども
子育て
政策課
こども
家庭・
母子保
健課
」

に改め、同表健康福祉部の項地域福祉推進課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第

2項、同部の項高齢者支援課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項及び同部の項障がい福祉課の項施設事務費に関すること。の項部長専決事項の欄第1項中「こども家庭福祉課」を「こども家庭・母子保健課」に改め、同表産業労働部の項中産業創造振興課の項を削り、同部の項商業振興・経営支援課の項に次のように加える。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に関すること。		1 第12条第1項の規定による認定に関すること。	
--------------------------------	--	--------------------------	--

別表第2農林水産部の項水産振興課の項水産業協同組合法に関すること。の項部長専決事項の欄に次の11項を加える。

- 1 第43条第1項（第86条第2項、第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任等に関すること。
- 2 第63条第1項の規定による設立の認可に関すること。
- 3 第66条の2の規定による設立の認可の取消しに関すること。
- 4 第68条第2項の規定による解散の認可に関すること。
- 5 第68条の2（第86条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公告等に関すること。
- 6 第69条の規定による合併の認可等に関すること。
- 7 第123条の2の規定による命令等に関すること。
- 8 第124条の規定による命令等に関すること。
- 9 第124条の2の規定による解散命令（漁業生産組合に係るものに限る。）に関すること。
- 10 第125条の規定による決議、選挙又は当選の取消しに関すること。
- 11 第126条の2第1項の規定による認可等の条件の付与等（この項の部長専決事項の欄及び課長専決事項の欄並びに別表第4第3号の表その他の項水産業協同組合法に関すること（水産振興部に限る。）。の項に規定する認可等に係るものに限る。）に関すること。

別表第2農林水産部の項水産振興課の項漁業法に関すること。の項部長専決事項の欄に次の4項を加える。

- 9 第161条の規定による許可等に関すること。
- 10 第162条の規定による許可に関すること。
- 11 第163条の規定による許可に関すること。
- 12 第165条の規定による土地及び土地の定着物の使用権設定協議に関すること。

別表第2農林水産部の項水産振興課の項中

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関すること。		1 第12条第1項の規定による立入検査等に関すること。	
---------------------------------	--	-----------------------------	--

を

海岸法に関すること。		1 第12条第1項、第2項及び第4項（第37条の8において準用する場合を含む。）の規定による監督処分（許可の取消しに限る。）に関すること。	
------------	--	---	--

漁業近代化資金融通法に関すること。		1 第2条第3項に規定する漁業近代化資金に係る利子補給の承認（変更承認を含む。）に関すること（別に定めるものを除く。）	
-------------------	--	---	--

遊漁船業の適正化に関する法律に関すること。		1 第21条の規定による登録の取消し等に関すること。	
-----------------------	--	----------------------------	--

に改め、同表県土整備部の項中

		2 第27条の規定による遊漁船業団体の指定の取消しに関すること。	
--	--	----------------------------------	--

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関すること。		1 第10条第2項の規定による勧告に関すること。	
---------------------------------	--	--------------------------	--

		2 第10条第4項の規定による命令（同条第1項及び第3項の規定による勧告に係るものを除く。）に関すること。	
--	--	---	--

「**県土利用政策課**」を「**県土整備企画課**」に改め、同部の項県土利用政策課の項中「空港港湾課」を「港湾課」に改め、同課の

項中国土利用計画法に関すること。の項、国土利用計画法施行令に関すること。の項、景観法に関すること。の項、山形県景観条例に関すること。の項及び山形県屋外広告物条例に関すること。の項を削り、同部の項都市計画課の項に次のように加える。

国土利用計画法に関すること。	1 第24条第1項の規定による勧告に関すること。	1 第28条第1項の規定による遊休土地の認定に関すること。	
	2 第26条の規定による公表に関すること。	2 第31条第1項の規定による勧告に関すること。	
		3 第32条第1項の規定による遊休土地の買取りの協議を行う者の決定に関すること。	
国土利用計画法施行令に関すること。		1 第9条の規定による基準地の選定及び標準価格の判定に関すること。	
景観法に関すること。		1 第17条第4項の規定による期限の延長及び通知に関すること。	
		2 第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定に関すること。	
		3 第22条第1項の規定による景観重要建造物の現状変更の許可に関すること。	
		4 第23条第2項の規定による景観重要建造物の原状回復に関すること。	

	5 第27条第1項の規定による景観重要建造物の指定の解除に関する事 こと。	
	6 第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定に関する事 こと。	
	7 第31条第1項の規定による景観重要樹木の現 状変更の許可に 関すること。	
	8 第35条第1項 及び第2項の規 定による景観重 要樹木の指定の 解除に関する事 こと。	
	9 第38条の規定 による管理協定 の認可に関する こと。	
	10 第45条の規定 による報告に関 すること。	
	11 第78条第2項 の規定による勸 告等に関する事 こと。	
	12 第83条第1項 の規定による景 観協定の認可に 関すること。	
	13 第84条第1項 の規定による景 観協定の変更の 認可に関する事 こと。	
	14 第88条第1項 の規定による景 観協定の廃止の 認可に関する事 こと。	

		15 第90条第2項の規定による景観協定の認可に関すること。	
		16 第92条第1項の規定による景観整備機構の指定に関すること。	
		17 第95条第1項の規定による報告に関すること。	
		18 第95条第3項の規定による指定の取消しに関すること。	
山形県景観条例に関すること。		1 第8条の規定による景観形成重点地域の指定に関すること。	
		2 第16条第2項の規定による公表に関すること。	
		3 第16条第3項の規定による意見陳述に関すること。	
		4 第26条第1項の規定による眺望景観資産の指定に関すること。	
		5 第29条第1項の規定による景観回廊の指定に関すること。	
山形県屋外広告物条例に関すること。		1 第17条の2の規定による広告景観モデル地区の指定に関すること。	

別表第2 県土整備部の項河川課の項中「県土利用政策課及び空港港湾課」を「県土整備企画課及び港湾課」に改

め、同部の項中

空港港 湾課

 を

港湾課

 に改める。

別表第3 保健福祉環境部の項地域保健福祉課の項児童福祉法に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「第21条の5の22第3項」を「第21条の5の22第2項」に改め、同課の項老人福祉法に関すること。の項総合

支庁課長専決事項の欄第7項中「同条第11項」を「同条第13項」に改め、同部の項地域健康福祉課の項中

「児童福祉法に関
すること。」

を

児童福祉法に関
すること（村山
総合支庁に限
る。）。

に改め、同課の項児童福祉法に関する。の項総合支庁部長専決

事項の欄第1項中「第21条の5の22第3項」を「第21条の5の22第2項」に改め、同欄第2項中「（村山総合支庁に限る。）」を削り、同課の項老人福祉法に関する。の項総合支庁課長専決事項の欄第7項中「同条第7項」を「同条第13項」に改め、同部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関する。の項総合支庁長専決事項の欄中第1項を第10項とし、同項の前に次の9項を加える。

- 1 第21条の5の22第1項の規定による報告の徴収等に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 2 第21条の5の23第1項及び第3項の規定による報告及び命令に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 3 第21条の5の27第1項の規定による報告の徴収等に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 4 第21条の5の28第1項及び第3項の規定による報告及び命令に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 5 第24条の15第1項の規定による報告の徴収等に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 6 第24条の16第1項及び第3項の規定による報告及び命令に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 7 第24条の39第1項の規定による報告の徴収等に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 8 第24条の40第1項及び第3項の規定による報告及び命令に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 9 第33条の18第4項の規定による命令に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関する。の項総合支庁部長専決事項の欄中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第21条の5の22第2項において準用する第19条の16第2項（第21条の5の27第5項、第24条の15第2項及び第24条の39第5項において準用する場合を含む。）の規定による職員の身分を示す証明書の発行に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項児童福祉法に関する。の項総合支庁課長専決事項の欄中第9項を第24項とし、第2項から第8項までを15項ずつ繰り下げ、第1項を第16項とし、同項の前に次の15項を加える。

- 1 第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 2 第21条の5の16の規定による指定の更新に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 3 第21条の5の17第1項ただし書の規定による別段の申出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 4 第21条の5の17第5項前段の規定による届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 5 第21条の5の20第1項の規定による指定の変更に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 6 第21条の5の20第3項及び第4項の規定による届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 7 第21条の5の26の規定による届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 8 第24条の2第1項の規定による指定障害児入所施設の指定に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 9 第24条の10の規定による指定の更新に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 10 第24条の13第1項の規定による指定の変更に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 11 第24条の13第3項の規定による届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 12 第24条の14の規定による届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 13 第24条の38の規定による届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 14 第33条の18第1項から第3項までの規定による報告の受理、公表及びその内容に係る調査に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。
- 15 第34条の3の規定による障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る届出の受理に関する。の項（最上総合支庁に限る。）。

別表第3保健福祉環境部の項子ども家庭支援課の項社会福祉法に関する。の項（しあわせ子育て応援部で所掌するものに限る。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁長専決事項の欄第7項及び第8項並びに同課の項社会福祉法に関する。の項（しあわせ子育て応援部で所掌するものに限る。）（置賜総合支庁及び庄内総合支庁に限る。）の項総合支庁課長専決事項の欄第4項から第6項までの規定中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同表産業経済部の項産業経済部共通の項請負契約に関する。の項総合支庁部長専決事項

の欄第1項第11号中「補修」を「修補」に改め、同部の項農業振興課の項農地法に関する事。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「及び第4項」を「、第3項及び第4項」に改め、同部の項農業技術普及課、西村山農業技術普及課、北村山農業技術普及課、西置賜農業技術普及課及び酒田農業技術普及課の項中持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に関する事。の項を削り、同部の項農村計画課の項土地改良法に関する事（農村整備課で所掌するものを除く。）。の項総合支庁課長専決事項の欄第1項中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め、同部の項水産振興課の項を削り、同部の項森林整備課の項農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項中「同項第4号」を「同項第3号」に、同欄第2項中「同項第5号」を「同項第4号」に改め、同表建設部の項建設総務課、西村山建設総務課、北村山建設総務課及び西置賜建設総務課の項道路法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第7項中「第44条の2第3項」を「第44条の3第3項」に改め、同課の項中

「海岸法に関する
こと（水産振興
課に係るものを
除く。）（庄内
総合支庁に限
る。）。

を

「海岸法に関する
こと（庄内総合
支庁に限る。）。

に改め、同課の項山形県海岸占用料等徴収条例に関する事。の項

総合支庁部長専決事項の欄第1項中「（占用等の許可が水産振興課の処分に係るものを除く。）」を削り、同部の項道路課、道路計画課、西村山道路計画課、北村山道路計画課及び西置賜道路計画課の項道路法に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第5項中「第44条の2」を「第44条の3」に、同欄第8項中「第47条の3第2項」を「第47条の14第2項」に、同欄第9項中「第48条の17第1項」を「第48条の37第1項」に改め、同課の項道路法に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第3項中「第48条の18第1項」を「第48条の38第1項」に改め、同部の項建築課の項山形県県営住宅条例に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項から第21項までを1項ずつ繰り上げ、同課の項山形県県営住宅条例施行規則に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄第1項を削り、同課の項山形県県営住宅条例施行規則に関する事。の項総合支庁課長専決事項の欄第4項を第5項とし、第1項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、同欄に第1項として次の1項を加える。

1 第5条の2の規定による緊急連絡人の承認及び免除に関する事。

別表第3の備考第1項の表中「及び第4項」を削り、同備考第2項の表中「、水産振興課」を削る。

別表第4第2号の表事務局長専決事項の欄第1項中「及び第3項」を「から第14項まで」に改め、同表第3号中「及び東北農林専門職大学」を「、東北農林専門職大学及び水産技術振興センター」に改め、同号の表中（水産研究所長の専決事項）の項及び（内水面水産研究所長の専決事項）の項を削り、同表（山形空港事務所長の専決事項）の項第1項中「（設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。）」を削り、同表（山形空港事務所長の専決事項）の項第2項第1号中「（設計変更の結果4,000万円を超えることとなるものを含む。）」を削り、同表（山形空港事務所長の専決事項）の項第2項第3号中「（設計変更の結果500万円を超えることとなるものを含む。）」を削り、同表（山形空港事務所長の専決事項）の項第3項を次のように改める。

3 本庁のみらい企画創造部の所管に係る請負契約に関して、請負契約約款の規定に基づく別表第3産業経済部の項共通専決事項の項請負契約に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に掲げる行為をすること。

別表第4第3号の表（山形空港事務所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

6 第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事務の設計変更を行う場合（設計変更により当初の設計金額又は予定金額を超えることとなる場合に限る。）の契約書の作成に関する事は、当初の設計金額又は予定金額に応じてこれらの規定を適用する。

別表第4第3号の表（庄内空港事務所長の専決事項）の項第1項中「（設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。）」を削り、同表（庄内空港事務所長の専決事項）の項第2項第1号中「（設計変更の結果4,000万円を超えることとなるものを含む。）」を削り、同表（庄内空港事務所長の専決事項）の項第2項第3号中「（設計変更の結果500万円を超えることとなるものを含む。）」を削り、同表（庄内空港事務所長の専決事項）の項第3項を次のように改める。

3 本庁のみらい企画創造部の所管に係る請負契約に関して、請負契約約款の規定に基づく別表第3産業経済部の項共通専決事項の項請負契約に関する事。の項総合支庁部長専決事項の欄に掲げる行為をすること。

別表第4第3号の表（庄内空港事務所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

9 第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事務の設計変更を行う場合（設計変更により当初の設計金額又は予定金額を超えることとなる場合に限る。）の契約書の作成に関する場合は、当初の設計金額又は予定金額に応じてこれらの規定を適用する。

別表第4第3号の表（港湾事務所長の専決事項）の項第1項中「（設計変更の結果これらの金額を超えることとなる場合を含む。）」を削り、同表（港湾事務所長の専決事項）の項第2項第1号中「（設計変更の結果4,000万円を超えることとなるものを含む。）」を削り、同表（港湾事務所長の専決事項）の項第2項第3号中「（設計変更の結果500万円を超えることとなるものを含む。）」を削り、同表（港湾事務所長の専決事項）の項に次の1項を加える。

15 第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事務の設計変更を行う場合（設計変更により当初の設計金額又は予定金額を超えることとなる場合に限る。）の契約書の作成に関する場合は、当初の設計金額又は予定金額に応じてこれらの規定を適用する。

別表第4中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水産技術振興センター

事務の種類	事項	決裁区分	
		所長専決事項	部長専決事項
人事・ サービス	1 旅行命令及び復命に関すること。	○	所属職員に係るもの
	2 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	○	
	3 時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。	○	所属職員に係るもの
	4 宿日直勤務命令に関すること。	○	
	5 時間外勤務代休時間の指定に関すること。	○	
	6 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関すること。	○	
	7 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関すること。	○	
	8 休日の代休日の指定に関すること。	○	
	9 休暇の承認に関すること。	○	
	10 職務に専念する義務の免除その他のサービスに関する諸願の許可又は承認（営利企業等従事の許可、職員団体の業務に専ら従事することの許可及び団体役員就任の承認を除く。）に関すること。	○	

	11 育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関すること。	○	
	12 修学部分休業に係る承認に関すること。	○	
	13 高齢者部分休業及び休業時間の延長に係る承認に関すること。	○	
	14 自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関すること。	○	
	15 配偶者同行休業及び配偶者同行休業の期間の延長に係る承認に関すること。	○	
	16 勤務に係る事実証明に関すること。	○	
財務	1 競争入札に係る工事を施行すること（水産振興部に限る。）。		
	(1) 建築工事以外の工事に係るもの		設計金額が1億円以内のもの
	(2) 建築工事に係るもの		設計金額が5,000万円以内のもの
	2 随意契約に係る工事を施行すること（水産振興部に限る。）。		設計金額が500万円以内のもの
	3 別表第3産業経済部の項産業経済部共通の項請負契約に関すること。の項総合支庁部長専決事項の欄に掲げる事項に関すること（水産振興部に限る。）。		○
	4 別に指定する補助金及び交付金を交付すること（水産振興部に限る。）。	○	
	5 債務負担行為に係る貸借契約に関すること。	○	

	6 歳出予算の節の区分のうち配当替えを受けた額の範囲内で、次に掲げる支出負担行為をすること（水産振興部に限る。）。		
	(1) 委託料（工事に係る調査、設計及び測量に係るものに限る。）		1 件の予定金額が4,000万円以内のもの
	(2) 使用料及び賃借料（用地（土地改良財産の敷地を含む。）及び工事に要する物件の借入に係るものに限る。）		1 件の予定金額が500万円以内のもの
	(3) 原材料費（工事材料費に限る。）		1 件の設計金額が500万円以内のもの
	(4) 公有財産購入費（工事用土地の取得に係るものに限り、議会の議決に係るものを除く。）		1 件の予定金額が1億円以内のもの
	(5) 補償、補填及び賠償金（用地及び物件の取得及び使用に伴うものに限り、議会の議決に係るものを除く。）		1 件の予定金額が1億円以内のもの
その他	所属職員の事務分担の制限及び変更に関する事 こと。	○	
	旅行依頼に関する事 こと。		○
	所管事務及び事業に係る 通知又は照復に関する事 こと。		○
	所管事務に係る各種証明 書等の交付に関する事 こと。		○
	公文書の開示等に係る決 定、決定の通知等に関する 事 こと。	○	
	天災地変に際して応急措 置をとること。		○

<p>所管事務及び事業に関する受託研究又は共同研究に係る契約に関すること（水産研究部及び内水面水産研究部に限る。）。</p>		○
<p>公有水面埋立法に関すること（漁港区域に係るものに限る。）（水産振興部に限る。）。</p>	<p>1 第2条第1項の規定による公有水面埋立の免許に関すること（第47条第1項の規定による認可の申請を除く。）。</p>	
	<p>2 第13条の2第1項の規定による許可に関すること。</p>	
	<p>3 第14条第1項の規定による許可に関すること。</p>	
	<p>4 第16条第1項の規定による許可に関すること。</p>	
	<p>5 第22条第1項の規定による竣功認可に関すること。</p>	
	<p>6 第23条第1項ただし書の規定による許可に関すること。</p>	
	<p>7 第27条第1項の規定による許可に関すること。</p>	
	<p>8 第27条第3項の規定による協議に関すること。</p>	
	<p>9 第30条の規定による命令に関すること。</p>	
	<p>10 第31条の規定による命令に関すること。</p>	
	<p>11 第33条の規定による事実更正等の措置に関すること。</p>	
	<p>12 第35条の規定による原状回復義務の免除等に関すること。</p>	
<p>国有財産法に関すること（漁港の区域内に所在し、又は漁港管理者の長が海岸管理者となる海岸保全区域施設若しくは公共海岸である国有財産に係るものに限る。）（水産振興部に限る。）。</p>		<p>1 第5条の規定による国有財産の管理（本庁の農林水産部水産振興課の所管に係るものを除く。）に関すること。</p>
		<p>2 第31条の2の規定による国有財産の調査又は測量を行うための立入り等に関すること。</p>
		<p>3 第31条の3の規定による国有財産の境界確定の協議に関すること。</p>
<p>水産業協同組合法に関すること（水産振興部に限る。）。</p>	<p>1 第11条の5第1項及び第3項（第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による信用事業規程の認可等に関すること。</p>	<p>1 第63条第2項の規定による報告書の提出の要求に関すること。</p>

	2 第15条の2（第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定による共済規程の認可等に関する事 こと。	2 第65条第1項及び第2項の規定による通知等に関する事 こと。
	3 第34条の5第1項ただし書（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する事 こと。	3 第84条の7第2項、第85条の2第4項、第85条の4第2項及び第85条の14の規定による届出の受理に関する事 こと。
	4 第48条第2項（第92条第3項において準用する場合を含む。）の規定による定款変更の認可に関する事 こと。	4 第122条の規定による報告の徴収等に関する事 こと。
	5 第123条第1項から第3項までの規定による検査（第11条第1項第1号又は第2号の事業を行う組合に対する検査を除く。）に関する事 こと。	5 第123条第4項の規定による検査に関する事 こと。
漁業協同組合等の信用事業等に関する命令に関する事 こと（水産振興部に限る。）。		1 第5条第4項の規定による届出の受理に関する事 こと。
		2 第51条第3項第3号から第13号までの規定による届出の受理に関する事 こと。
漁業法に関する事（水産振興部に限る。）。	1 第14条の規定による方針の策定等に関する事 こと。	1 第16条の規定による知事管理漁獲可能量の設定に関する事 こと。
	2 第23条第1項及び第2項の規定による取消しに関する事 こと。	2 第17条の規定による漁獲割当割合の設定に関する事 こと。
	3 第27条の規定による停泊命令等に関する事 こと。	3 第19条の規定による年次漁獲割当量の設定に関する事 こと。
	4 第29条の規定による漁獲割当割合の削減に関する事 こと。	4 第21条の規定による漁獲割当割合の移転に関する事 こと。
	5 第34条の規定による停泊命令等に関する事 こと。	5 第22条の規定による年次漁獲割当量の移転に関する事 こと。
	6 第58条において準用する第51条第1項の規定による許可の取消しに関する事 こと。	6 第26条の規定による報告の受理等に関する事 こと。
	7 第58条において準用する第54条の規定による許可等の取消し等に関する事 こと。	7 第30条の規定による報告の受理等に関する事 こと。
	8 第120条第9項の規定による催告（海面に係るものに限る。）に関する事 こと。	8 第31条の規定による漁獲量等の公表に関する事 こと。
	9 第120条第11項の規定による命令（海面に係るものに限る。）に関する事 こと。	9 第32条第2項の規定による助言等に関する事 こと。
	10 第122条の規定による漁場又は漁具等の標識の措置命令に関する事 こと。	10 第57条第1項の規定による許可に関する事 こと。

	<p>11 第131条の規定による停泊命令等に関する事。</p>	<p>11 第58条において準用する第38条の規定による起業の認可に関する事。</p>
		<p>12 第58条において準用する第42条第1項の規定による公示等に関する事。</p>
		<p>13 第58条において準用する第45条の規定による継続の許可等に関する事。</p>
		<p>14 第58条において準用する第47条の規定による変更の許可に関する事。</p>
		<p>15 第58条において準用する第49条第2項の規定による届出の受理に関する事。</p>
		<p>16 第58条において準用する第50条の規定による休業等の届出の受理に関する事。</p>
		<p>17 第58条において準用する第52条第1項の規定による報告の受理に関する事。</p>
		<p>18 第58条において準用する第52条第2項の規定による命令に関する事。</p>
		<p>19 第124条第1項の規定による認定に関する事。</p>
		<p>20 第126条第2項の規定による協定への参加のあつせんに関する事。</p>
		<p>21 第127条の規定による実施状況の報告に関する事。</p>
		<p>22 第176条の規定による報告の徴収等に関する事。</p>
<p>漁業法施行規則に関する事（水産振興部に限る。）。</p>	<p>1 第36条第2項の規定による土地の使用等に関する事。</p>	<p>1 第24条第1項の規定による土地及び水面の使用の許可に関する事。</p>
	<p>2 第37条第1項及び第2項の規定による許可及び原状回復の命令に関する事。</p>	<p>2 第38条の規定による漁港施設の利用等の認可に関する事。</p>
	<p>3 第39条の2第1項、第2項及び第4項の規定による監督処分に関する事。</p>	<p>3 第39条第1項、第3項及び第4項の規定による許可及び協議に関する事。</p>
		<p>4 第41条第1項及び第2項の規定による調査、測量及び検査に関する事。</p>
		<p>5 第42条の規定による許可等（海面に係るものに限る。）に関する事。</p>

山形県漁港管理条例に関する事（水産振興部に限る。）。	1 第6条第1項の規定による船舶停けい泊禁止区域の指定に関する事。	1 第3条第2項の規定による施設の滅失又は損傷の届出の受理及び指示に関する事。
	2 第7条の規定による漂流物の除去命令に関する事。	2 第5条の規定による移動の命令に関する事。
	3 第8条第1項の規定による陸揚輸送区域等の区域指定に関する事。	3 第6条第2項の規定による荷役の許可に関する事。
	4 第14条の規定による監督処分（この項の部長専決事項の欄に規定する許可に係るものに限る。）に関する事。	4 第8条第2項及び第3項の規定による指示及び許可に関する事。
		5 第9条の規定による施設の利用の届出の受理に関する事。
		6 第11条の規定による指定施設の使用の許可等に関する事。
		7 第12条の規定による占用等の許可等に関する事。
		8 第13条の規定による使用料等の徴収等に関する事。
漁船法に関する事（水産振興部に限る。）。	1 第7条の規定による許可の取消しに関する事。	1 第4条の規定による動力漁船の建造等の許可等に関する事。
	2 第10条第1項、第12条第3項、第13条、第17条第1項及び第21条の規定による登録の申請等に係る山形県手数料条例に定める手数料の減免に関する事。	2 第6条第2項の規定による期間の延長に関する事。
		3 第8条の規定による工事完成後の認定に関する事。
		4 第10条第1項の規定による登録に関する事。
		5 第12条の規定による登録票の交付に関する事。
		6 第13条の規定による登録票の検認に関する事。
		7 第17条第3項の規定による変更の登録及び登録票の書換え交付に関する事。
		8 第20条の規定による登録票の受理等の行為に関する事。
		9 第21条の規定による漁船の登録の謄本の交付に関する事。
		10 第23条の規定による漁船原簿の副本の提出等に関する事。
		11 第50条第1項の規定による立入検査に関する事。

<p>小型漁船の総トン数の測度に関する政令に関する こと（水産振興部に 限る。）。</p>		<p>1 第1条の規定による小型漁船の総トン数の測度に関する こと。</p>
<p>山形県漁船法施行細則に 関すること（水産振興部 に限る。）。</p>		<p>1 第3条第4項の規定による認 定通知書の交付に関する こと。</p>
<p>漁船損害等補償法施行令 に関すること（水産振興 部に限る。）。</p>	<p>1 第7条第2項及び第5項の規 定による指定漁船調書の訂 正の命令に関する こと。</p>	<p>1 第7条第1項の規定による指 定漁船調書の訂正の承認に 関すること。</p>
<p>中小漁業融資保証法に関 すること（水産振興部に 限る。）。</p>		<p>1 第65条の規定による報告の 徴収に関する こと。</p>
		<p>2 第66条第2項の規定による 検査に関する こと。</p>
<p>海岸法に関する こと（水産振興部に 限る。）。</p>	<p>1 第12条第1項、第2項及び 第4項（第37条の8にお いて準用する場合を含む。） の規定による監督処分（許 可の取消しを除く。）に関 すること。</p>	<p>1 第7条第1項の規定による海 岸保全区域の占用の許可（第 10条第2項（第37条の8 において準用する場合を含む。） の規定による協議に対する 同意（以下この項において 「同意」という。）を含む。） に関する こと。</p>
		<p>2 第8条第1項の規定による海 岸保全区域における行為の 許可（同意を含む。）に関 すること。</p>
		<p>3 第13条の規定による海岸 管理者以外の者の施行する 工事の承認及び協議に関 すること。</p>
		<p>4 第18条第1項（第37条の 8において準用する場合 を含む。）の規定による土 地等の立入り及び一時使 用に関する こと。</p>
		<p>5 第20条第1項の規定による 報告の徴収、立入検査等 に関する こと。</p>
		<p>6 第21条第1項及び第2項の 規定による措置命令に関 すること。</p>
		<p>7 第37条の4の規定による一 般公共海岸区域の占用の 許可（同意を含む。）に関 すること。</p>
		<p>8 第37条の5の規定による一 般公共海岸区域における 行為の許可（同意を含む。） に関する こと。</p>
<p>山形県海岸占用料等徴収 条例に関する こと（水産振興部に 限る。）。</p>	<p>1 第3条の規定による占用料 等の減免に関する こと。</p>	

災害対策基本法に関する こと（水産振興部に限 る。）。	1 第76条の6第1項の規定による 災害時における車両の移動等に関 する措置命令に関すること。	
	2 第76条の6第2項の規定による 措置に関すること。	
	3 第76条の6第3項の規定による 措置に関すること。	
	4 第76条の6第4項の規定による 土地の一時使用等に関すること。	
漁業近代化資金融通法に 関すること（水産振興部 に限る。）。		1 第2条第3項に規定する漁 業近代化資金に係る利子補給 の承認（変更承認を含む。）に 関すること（漁業協同組合が貸 し付けるもので、貸付金の合 計が2,000万円以内のものに限 る。）。
遊漁船業の適正化に関す る法律に関すること（水 産振興部に限る。）。	1 第20条の規定による命令に関す ること。	1 第3条の規定による遊漁船業 者の登録に関すること。
	2 第24条の規定による遊漁船業団 体の指定に関すること。	2 第6条第1項の規定による遊 漁船業者の登録の拒否に関す ること。
	3 第26条の規定による改善命令に 関すること。	3 第7条第1項の規定による変 更の届出の受理及び変更内容の 記載に関すること。
		4 第8条の規定による届出の受 理に関すること。
		5 第9条の規定による登録簿の 閲覧に関すること。
		6 第10条第1項の規定による届 出の受理に関すること。
		7 第11条の規定による登録の抹 消に関すること。
		8 第19条の規定による届出の受 理に関すること。
		9 第22条の規定による公表に関 すること。
		10 第29条第1項の規定による報 告の徴収等に関すること。
農林漁業の健全な発展と 調和のとれた再生可能エ ネルギー電気の発電の促 進に関する法律に関する こと（水産振興部に限 る。）。		1 第7条第4項の規定による同 項第6号に掲げる行為に係る協 議に対する同意に関すること。
		2 第7条第4項の規定による同 項第7号に掲げる行為に係る協 議に対する同意に関すること。

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関すること（水産振興部に限る。）。	1 第10条第1項及び第3項の規定による勧告に関すること。	1 第3条第1項及び第3項の規定による届出の受理に関すること。
	2 第10条第4項の規定による命令（同条第1項及び第3項の規定による勧告に係るものに限る。）に関すること。	2 第3条第2項の規定による通知に関すること。
		3 第32条第1項の規定による立入検査等（特定第一種水産動植物等取扱事業者又は特定第二種水産動植物等の輸入の事業を行う者とその事業に関して関係のある事業者に係るものに限る。）に関すること。
山形県沿岸漁業改善資金貸付規則に関すること（水産振興部に限る。）。		1 第7条第3項の規定による沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定及び貸付けの決定（変更決定を含む。）に関すること。
		2 第9条第2項の規定による沿岸漁業改善資金の貸付資格の認定及び第4項の規定による県貸付金の貸付けの決定（変更決定を含む。）に関すること。
		3 第10条第2項の規定による期間の延長に関すること。
		4 第14条の規定による支払猶予の決定に関すること。
山形県漁業調整規則に関すること（水産振興部に限る。）。	1 第24条第1項の規定による許可等の取消し等に関すること。	1 第12条第5項及び第7項の規定による基準の定めに関すること。
	2 第47条第1項の規定による船舶への乗組みの制限及び禁止に関すること。	2 第18条第2項の規定による届出の受理に関すること。
		3 第19条第3項後段の規定による届出の受理に関すること。
		4 第20条第2項の規定による届出の受理に関すること。
		5 第26条第2項及び第3項（第45条第8項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の写しの交付及び受理に関すること。
		6 第30条（第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付等に関すること。

		7 第31条（第34条第13項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の受理等に関すること。
		8 第32条第1項の規定による漁業の許可を受けた者の定めに関すること。
		9 第34条第11項及び第12項の規定による許可証の写しの交付及び受理に関すること。
		10 第43条第1項の規定による許可に関すること。
		11 第45条第1項の規定による許可（種卵確保のために実施するさけの採捕に係るものを除く。）に関すること。
		12 第45条第5項の規定による報告の受理に関すること。
		13 第45条第6項の規定による許可に関すること。
		14 第50条の規定による届出の受理に関すること。
		15 第52条の規定による漁業の定めに関すること。
工事の竣工認定に関する こと（水産振興部に限 る。）。		1 農林漁業資金の融資に係る工 事の竣工認定に関すること。
目的外使用許可に関する こと（水産振興部に限 る。）。		1 漁港施設の目的外使用の許可 に関すること。
青年漁業士及び指導漁業 士に関すること（水産振 興部に限る。）。	1 青年漁業士及び指導漁業士の認 定に関すること。	
知事感謝状に関すること （水産振興部に限る。）。	1 青年漁業士及び指導漁業士に対 する知事感謝状に関すること（知 事が別に定める基準による場合 に限る。）。	

備考 財務の項第1項並びに第6項第1号及び第3号の規定にかかわらず、これらの規定に掲げる事務の設計変更を行う場合（設計変更により当初の設計金額又は予定金額を超えることとなる場合に限る。）の契約書の作成に関する場合は、当初の設計金額又は予定金額に応じてこれらの規定を適用する。

別表第5 工業技術センターの置賜及び庄内試験場の項中

主務部長

を

主務部長
（置賜試験
場イノベー
ション連携
部にあつて
は、イノ
ベーション
連携主幹）

に改め、同表中

水産研究所		副所長	総務課長 (庶務に関する事務に限る。)	
内水面水産研究所		副所長	庶務係長 (庶務に関する事務に限る。)	

を

水産技術振興センター		副所長	主務部長	
------------	--	-----	------	--

に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- 山形県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和8年2月県規則第3号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による改正前の山形県営住宅条例施行規則（昭和37年4月県規則第43号）第9条の規定による連帯保証人の変更の承認に係る事務の専決及び代決については、改正後の別表第3建設部の項建築課の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県訓令第5号

中
出先機関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

（山形県県有財産評価委員会規程の一部改正）

第1条 山形県県有財産評価委員会規程（昭和30年9月県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「管理課長」を「県土整備企画課長」に改める。

（山形県職員被服貸与規程の一部改正）

第2条 山形県職員被服貸与規程（昭和38年4月県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表中

別表中	博物館	学芸員及び研究員	作業白衣	1	1	を
		行政技能員	作業服	1	2	
			作業帽	1	2	
			ゴム長ぐつ	1	2	
	水産研究所	技術職員	作業白衣	1	2	
			作業服	1	2	
			ゴム長ぐつ	1	2	
		船舶乗組員	ヘルメット	1	5	
	船舶乗組員	作業帽	1	2		
		防寒帽	1	3		
		作業服	2	2		
		防寒服	1	3		
雨外とう		1	2			
ゴム長ぐつ		1	1			
安全ぐつ		1	3			
内水面水産研究所	技術職員	作業白衣	1	2		
		作業服	1	2		
		ゴム長ぐつ	2	1		

博物館	学芸員及び研究員	作業白衣	1	1			
水産技術振興センター	技術職員	水産研究部	作業白衣	1	2	}	
			作業服	1	2		
			ゴム長ぐつ	1	2		
	内水面水産研究部	作業白衣	1	2			
		作業服	1	2			
		ゴム長ぐつ	2	1			
	水産振興部	作業服	1	2	}		
		ヘルメット	1	5			
		防寒衣	1	5			
		ゴム長ぐつ	1	2			
	船舶乗組員	水産研究部	ヘルメット	1	5		}
			作業帽	1	2		
			防寒帽	1	3		
			作業服	2	2		
防寒服			1	3			
雨外とう			1	2			
ゴム長ぐつ			1	1			
安全ぐつ			1	3			
水産振興部			ヘルメット	1	5	}	
			制服（夏・冬）	各1	3		
	制帽（夏・冬）	各1	4				
	作業帽	1	2				
	防寒帽	1	3				
	作業服	2	3				
	防寒服	1	3				
	雨外とう	1	2				
	ゴム長ぐつ	1	1				
	安全ぐつ	1	3				
漁業無線従事者	作業服	1	2				
水産業普及指導員	作業服	2	2				
	防寒衣	1	5				
	雨外とう	1	4				
	ゴム長ぐつ	1	2				
漁港監視の業務に従事する技術技能員	ヘルメット	1	5	}			
	作業服	1	2				
	防寒服	1	5				
	雨外とう	1	4				
	ゴム長ぐつ	1	2				

に改め、同表総合支庁

機関部員に限る。

の項中

農村整備課の技術職員及び用地関係職員	ヘルメット	1	5	技術職員に限る。	
	作業服	1	2		
	防寒衣	1	5		
	ゴム長ぐつ	1	1		
	水産振興課の技術職員	作業服	1	2	漁港海岸事業 の実施の業務 に従事する職員 に限る。
		ヘルメット	1	5	
		防寒衣	1	5	
		ゴム長ぐつ	1	2	
水産振興課の船舶乗組員	ヘルメット	1	5	機関部員に限る。	
	制服（夏・冬）	各1	3		
	制帽（夏・冬）	各1	4		
	作業帽	1	2		
	防寒帽	1	3		
	作業服	2	3		
	防寒服	1	3		
	雨外とう	1	2		
	ゴム長ぐつ	1	1		
	安全ぐつ	1	3		
漁業無線従事者	作業服	1	2		
水産業普及指導員	作業服	2	2		
	防寒衣	1	5		
	雨外とう	1	4		
	ゴム長ぐつ	1	2		
水産振興課の事務職員	作業服	1	2		

を

農村整備課の技術職員及び用地関係職員	ヘルメット	1	5	技術職員に限る。
	作業服	1	2	
	防寒衣	1	5	
	ゴム長ぐつ	1	1	

に、

漁港監視の業務に従事する技術技能員	ヘルメット	1	5	
	作業服	1	2	
	防寒服	1	5	
	雨外とう	1	4	
	ゴム長ぐつ	1	2	
ダム管理課及び西置賜河川砂防課ダム管理担当の技術職員及び技術技能員	ヘルメット	1	5	を
	作業服	1	2	
	防寒衣	1	3	
	雨外とう	1	3	
	ゴム長ぐつ	1	2	
	安全ぐつ	1	3	

ダム管理課及び西置賜河川砂防課ダム管理担当の技術職員及び技術技能員	ヘルメット	1	5	
	作業服	1	2	
	防寒衣	1	3	
	雨外とう	1	3	
	ゴム長ぐつ	1	2	
	安全ぐつ	1	3	

に改め、同表各課（室）及び各出先

機関共通の項中	電話交換業務に従事する行政技能員	作業衣	1	2	
	自動車運転業務に従事する技術技能員及び行政技能員	作業服	1	2	
		ゴム長ぐつ	1	2	

を

自動車運転業務に従事する技術技能員及び行政技能員	作業服	1	2	
	ゴム長ぐつ	1	2	

に改める。

（農村地域産業導入推進協議会規程の一部改正）

第3条 農村地域産業導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「総合交通政策課長」を「交通プロジェクト推進課長、地域交通政策課長」に改め、「県土利用政策課長」を削り、「空港港湾課長」を「港湾課長」に改める。

（山形県職員の職務発明等に関する規程の一部改正）

第4条 山形県職員の職務発明等に関する規程（昭和52年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「いきいき山形未来企画室長」を「西村山新病院整備推進室長」に改める。

（職員の勤務時間に関する規程の一部改正）

第5条 職員の勤務時間に関する規程（昭和55年11月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」を「山形空港事務所、庄内空港事務所」に、「水産研究所、山形空港事務所、庄内空港事務所」を「水産技術振興センター」に改める。

（山形県職務育成品種に関する規程の一部改正）

第6条 山形県職務育成品種に関する規程（昭和59年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「水産研究所」を「水産技術振興センター」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第7条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「いきいき山形未来企画室」を「西村山新病院整備推進室」に改める。

（山形県業務管理規程の一部改正）

第8条 山形県業務管理規程（平成20年8月県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「いきいき山形未来企画室長」を「西村山新病院整備推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第6号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県職員服務規程（昭和37年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「庄内総合支庁産業経済部水産振興課」を「山形空港事務所、庄内空港事務所」に改め、「水産

研究所、山形空港事務所、庄内空港事務所」を「水産技術振興センター」に改める。

別記様式第5号中	出張	日額出張	日	を	出	張	日	に改める。			
		普通出張	日		研	修	日				
	研	修	日		年	次	休		暇	日	時
	年	次	休		暇	日	時				
	忌	引	休		暇	日					
	産	前	産		後	日					
	生	理	休		暇	日					
	結	核	休		暇	日					

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第5号の規定による用紙でこの訓令の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県訓令第7号

庁 中
出 先 機 関

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県職員の人事に関する手続規程（昭和38年8月県訓令第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「いきいき山形未来企画室長」を「西村山新病院整備推進室長」に改める。

第7条第2項及び第10条第5項中「いきいき山形未来企画室」を「西村山新病院整備推進室」に改める。

別表第1第15項中「別表第1の2」を「別表第1」に改める。

別表第2中「重要プロジェクト等推進監、いきいき山形未来企画監」を「重要プロジェクト・地域未来戦略監」に、「しあわせ子育て政策課長」を「こども子育て政策課長」に、「観光交流拡大課長」を「国際観光・高付加価値創出課長」に、「管理課長」を「県土整備企画課長」に改める。

別表第4第1項中「）、」を「）、山形空港事務所、庄内空港事務所」に改め、「山形空港事務所、庄内空港事務所」を削り、同表第2項中「水産研究所、内水面水産研究所」を「水産技術振興センター（水産振興部を除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第8号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程（昭和56年4月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄中「しあわせ子育て応援部こども安心保育支援課長」を「しあわせ子育て応援部こども子育て政策課長」に改め、同表山形県総合政策審議会の項充てる職の欄中「県土整備部県土利用政策課長」を「県土整備部都市計画課長」に改め、同表山形県産業構造審議会の項充てる職の欄及び山形県職業能力開発審議会の項充てる職の欄中「観光文化スポーツ部観光交流拡大課長」を「観光文化スポーツ部国際観光・高付加価値創出課長」に改め、同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「県土利用政策課の課長及び課長補佐（総務を担当するものに限る。）、」を削り、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「管理課長」を「県

土整備企画課長」に、「空港港湾課長」を「港湾課長」に、「並びに河川管理の業務を担当する主査及び」を「、河川管理係長及び河川管理の業務を担当する」に改め、同表山形県建築審査会の項充てる職の欄及び山形県建築士審査会の項充てる職の欄中「に限る」を「及び建築行政の業務を担当するものに限る」に、「技師」を「主事」に改める。

別表第1の2危機管理員の項充てる職の欄中「重要プロジェクト等推進監」を「重要プロジェクト・地域未来戦略監」に改める。

別表第2総合支庁の項充てる職の欄中「課長補佐（生活福祉を担当するものに限る。）」を削り、同表最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

庶務係長	東北農林専門職大学総務主査
------	---------------

を

総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員
シニア専門員	東北農林専門職大学シニア専門員
庶務係長	東北農林専門職大学総務専門員

に改め、同表消費生活センターの項中

庶務係長	防災くらし安心部防災危機管理課 総務主査
主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課主査（消費者行政の推進を担当するものに限る。）

を

消費生活相談主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進主査
庶務係長	防災くらし安心部防災危機管理課 総務主査
主査	防災くらし安心部消費生活・地域安全課消費者行政推進係長

に改め、同項福祉相談センターの項中

最上地域指導主幹
置賜地域指導主幹

を

最上地域支援主幹
置賜地域支援主幹

に、

地域指導専門員 (置賜担当)

を

地域支援専門員 (置賜担当)

に改め、同表知

的障がい者更生相談所の項中

庄内支所判定員	庄内児童相談所主任主事及び児童心理司
---------	--------------------

を

庄内支所主任判定員	庄内児童相談所主任児童心理司
庄内支所判定員	庄内児童相談所児童心理司

に改め、同表高度技術研究開発センターの項中

総務調整課長	工業技術センター総務課長
--------	--------------

を

総務調整課長	工業技術センター副所長（総務を担当するものに限る。）
シニア専門員	工業技術センターシニア専門員（総務を担当するものに限る。）

に、

工業技術センター主事（総務を担当するものに限る。）

を

工業技術センター主事

に改め、同表農林大学校の項中

総務主査	東北農林専門職大学総務主査
庶務係長	東北農林専門職大学総務主査

を

総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員
シニア専門員	東北農林専門職大学シニア専門員
庶務係長	東北農林専門職大学総務専門員

に、

副主任技能員	東北農林専門職大学副主任技能員
研究技能員	東北農林専門職大学研究技能員

を

研究技能員	東北農林専門職大学研究技能員
シニア技能員	東北農林専門職大学シニア技能員

に改め、同表農業総合研究センター畜産研究所の項中

庶務係長	東北農林専門職大学総務主査
------	---------------

を

総務専門員	東北農林専門職大学総務専門員
シニア専門員	東北農林専門職大学シニア専門員
庶務係長	東北農林専門職大学総務専門員

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第261号

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

令和8年4月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する規程

（山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部改正）

第1条 山形県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和40年1月県告示第60号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総合支庁」を「総合支庁（庄内地域の水産業に関するものにあつては、水産技術振興センター）」に改める。

（海区漁業調整委員会の事務所の所在地の指定の一部改正）

第2条 昭和41年5月県告示第491号（海区漁業調整委員会の事務所の所在地の指定）の一部を次のように改正する。

「山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課」を「山形県水産技術振興センター水産振興部」に改める。

（山形県水産基盤整備事業（漁場整備）費補助金交付規程の一部改正）

第3条 山形県水産基盤整備事業（漁場整備）費補助金交付規程（昭和51年10月県告示第1576号）の一部を次のように改正する。

第9条中「庄内総合支庁」を「水産技術振興センター」に改める。

別記様式第1号の別紙（裏）中 「庄内総合支庁」 を 「水産技術振興センター」 に改める。

（山形県漁業経営維持安定資金利子補給金交付規程の一部改正）

第4条 山形県漁業経営維持安定資金利子補給金交付規程（昭和51年11月県告示第1741号）の一部を次のように改正する。

第5条中「所轄総合支庁」を「所轄総合支庁（庄内地域にあつては、水産技術振興センター）」に改める。

（山形県沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付規程の一部改正）

第5条 山形県沿岸漁業活性化構造改善事業費補助金交付規程（昭和56年9月県告示第1513号）の一部を次のように改正する。

第9条中「庄内総合支庁」を「水産技術振興センター」に改める。

（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所の一部改正）

第6条 昭和58年4月県告示第544号（山形県不動産鑑定業者登録簿閲覧所の場所）の一部を次のように改正する。

「山形県県土整備部県土利用政策課」を「山形県県土整備部都市計画課」に改める。

（山形県沿岸域計画営漁実践事業費等補助金交付規程の一部改正）

第7条 山形県沿岸域計画営漁実践事業費等補助金交付規程（昭和60年12月県告示第1563号）の一部を次のように改正する。

第7条中「庄内支庁」を「水産技術振興センター」に改める。

（山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程の一部改正）

第8条 山形県農林水産物等災害対策事業費補助金交付規程（平成25年3月県告示第268号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総合支庁」を「総合支庁（庄内地域の水産業に関するものにあつては、水産技術振興センター）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。